

【補足資料】特別児童扶養手当 所得の見方（源泉徴収票）

【確認箇所（給与所得控除後の金額）】

特別児童扶養手当での審査では、下記の太枠の金額を基に、所得制限の判定をします。

「年間収入額－必要経費（給与所得控除額等）」＝**給与所得控除後の金額**

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号		(受給者番号)			
				(役職名)			
				氏名	(フリガナ) 子ガサキ タロウ		
				氏名	茅ヶ崎 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給与・賞与	5 492 991	3 953 600					
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	16歳未満扶養親族の数			障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
有 従者	老人	特定	老人	その他	特別	その他	
	千 円	人 従人	人 従人	人 従人	人	人	人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
千 円		千 円		千 円		千 円	
(摘要)							

給与以外に年金・事業・不動産などの所得がある場合は、**別途合算が必要**です。

控除の内容は**税金の計算と異なる**場合があります。

【注意】

※この図は、所得の「目安」を説明するものです。

※実際の支給可否は、請求後の審査で決まります。

計算方法については、下記のORコードより市のホームページをご確認ください。

茅ヶ崎市ホームページ
(特別児童扶養手当)



担当課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
茅ヶ崎市こども育成部こども政策課 手当給付担当
電話 0467-81-7169